

# しずおかスポーツ人材バンク「スポーツサポーターバンク」運営要項

静岡県教育委員会

(公財)静岡県体育協会

## 1 趣旨

この要項は、しずおかスポーツ人材バンク（以下「バンク」という。）設置要領に基づき、静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）から委託を受けた公益財団法人静岡県体育協会（以下「県体協」という。）がバンクの円滑な運営を図るとともに、以下の登録されたスポーツサポーター（以下「サポーター」という。）を学校の運動部活動に紹介するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 サポーターの定義

サポーターとは、スポーツドクター、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士等のスポーツ医・科学の専門的知識を持つ者をいう。

## 3 登録認定要件

バンク登録を認定するサポーターの要件は、次のとおりとし、2つ以上を必要とする。

- (1) 県体協が推薦した者
- (2) 県教委が推薦した者
- (3) 静岡県医師会が推薦した者
- (4) スポーツドクター協議会が推薦した者
- (5) アスレティックトレーナー協議会が推薦した者
- (6) 日本体育協会等の公認指導者
- (7) 医師免許等保有者

## 4 登録手順

サポーター及びサポーター紹介依頼者（以下、「依頼者」という。）のバンクへの登録は、次の手順により行うものとする。

- (1) 登録を希望するサポーターは、登録申請書等を提出する。
- (2) 登録を希望する依頼者は、サポーター紹介依頼書を提出する。
- (3) 県教委及び県体協は、認定サポーター証を発行する。
- (4) 県体協は、認定サポーターのデータをバンクに入力する。
- (5) 県体協は、依頼者のデータをバンクに入力する。

## 5 登録期間

依頼者の登録期限は、依頼期間またはサポーターと契約するまでとする。

## 6 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、サポーター及び依頼者は速やかに県体協へ報告することとする。

## 7 登録抹消

下記に該当した場合、登録抹消とする。

- (1) サポーター及び依頼者より登録抹消の申出があった場合
- (2) 虚偽の申請内容やバンクの社会的信用失墜行為等があった場合

## 8 情報管理

サポーター及び依頼者から収集の情報は、セキュリティーを重視し、次のとおり管理するものとする。

- (1) 情報は、サポーターと依頼者のマッチングのため、県体協(コーディネーター)が使用する。また、必要に応じて、県教委が使用する。
- (2) 県体協ホームページ(HP)には、サポーター及び依頼者の承諾を得て、検索可能な最小限の情報を掲載する。

## 9 運用手順

バンクの活用は、次の手順で行うものとする。

- (1) 県体協は、条件が適合する候補となる登録サポーター及び登録依頼者を検索する。
- (2) 県体協は、候補のサポーターに「依頼者データ」を伝え、マッチング開始の承諾を得る。
- (3) 県体協は、依頼者に「サポーターデータ」を伝え、マッチングを開始する。
- (4) 依頼者は、候補のサポーターに連絡をし、必要に応じ面接を行い、具体的な内容を交渉する。
- (5) 県体協は、原則として依頼者と候補のサポーターの面接に立会い調整する。
- (6) 依頼者は、サポーターと契約を交わした場合は、契約成立を県体協に報告する。
- (7) 県体協は、サポーターの稼働状況データをバンクに入力し、「依頼者データ」を消去する。
- (8) 県体協(コーディネーター)は、依頼者とサポーターの相談等に対応する。
- (9) 依頼者は、実施報告書を県体協に提出する。

## 10 指導経費

サポーターに対する謝金及び交通費は、依頼者とサポーターの協議により決定する。

## 付 則

この要項は、平成28年6月10日から実施する。